

7. 破産手続開始又は再生手続開始の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「破産手続開始又は再生手続開始の申立て」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号a(g)】

※ 破産手続開始又は再生手続開始の申立てには、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

○ 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

〔その他の注意事項〕

○ 破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合は、上場規程の上場廃止基準に該当することになります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 申立ての理由
- b. 負債総額
- c. 破産等の日程
- d. 今後の見通し

・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

- e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 申立ての概要

・ 参考として、申立ての概要（申立日、管轄裁判所、事件名、申立代理人等）を記載する。

○ (参考) 投資法人の現況

・ 参考として、投資法人の名称、所在地、役員の状況、出資総額、設立年月日、大投資主及び所有投資口比率、投資主総数、投資口の状況、主要運用資産、最近3営業期間の運用状況等（*）、資産運用会社の名称、資産運用会社の所在地、資産運用会社の代表者の役職・氏名を記載する。

（*）営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益、1口当たり当期純利益、1口当たり分配金、1口当たり純資産、純資産、総資産

(参考) 申立ての概要及び本投資法人の現況

1. 申立ての概要

(1) 申 立 日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
(2) 管 轄 裁 判 所	〇〇地方裁判所
(3) 事 件 名	
(4) 申 立 代 理 人	弁護士 〇〇 〇〇 (〇〇法律事務所)

2. 本投資法人の現況

(1) 名 称	〇〇〇〇投資法人		
(2) 所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇△-△-△		
(3) 役 員 の 状 況	執行役員 〇〇 〇〇 執行役員 〇〇 〇〇 (〇〇株式会社 代表取締役社長) 監督役員 〇〇 〇〇 (〇〇監査法人代表社員 公認会計士) 監督役員 〇〇 〇〇 (〇〇法律事務所所長 弁護士) 監督役員 〇〇 〇〇 (〇〇不動産鑑定事務所所長 不動産鑑定士) 監督役員 〇〇 〇〇 (社団法人〇〇協会 常務理事)		
(4) 出 資 総 額			
(5) 設 立 年 月 日			
(6) 大 投 資 主 及 び 所有投資口比率			
(7) 投 資 主 総 数	***, ***, ***, ***人 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在)		
(8) 投 資 口 の 状 況	***, ***, ***, ***口		
(9) 主 要 運 用 資 産			
(10) 最近3営業期間の運用状況等			
	決算期	****年**月期	****年**月期
営 業 収 益			
営 業 利 益			
経 常 利 益			
当 期 純 利 益			
1口当たり当期純利益(円)			
1口当たり分配金(円)			
1口当たり純資産(円)			
純 資 産			
総 資 産			
(単位：百万円。特記しているものを除く。)			
(11) 資産運用会社の名称	〇〇〇〇株式会社		
(12) 資産運用会社の所在地	〇〇県〇〇市〇〇△-△-△		
(13) 資産運用会社の 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇		